

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県八千代市上高野1728番地5

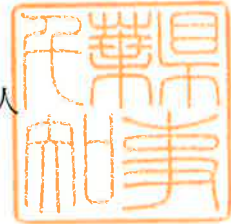
氏 名 株式会社TOAシブル

代表取締役 安池 慎一郎

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年10月30日

許可の有効年月日 令和13年7月18日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

油水分離、焼却、破碎、セメント固化及び混合による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2、3、4、5及び6のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、処理施設、排ガス処理施設及び保管施設の維持管理を徹底することにより、飛散・流出を防止するとともに、悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数を14以下とすること。

(2) セメント固化による中間処理に当たっては、受け入れる廃棄物の性状を反応試験等により確認することにより、混練時の多量のガスの発生を防止すること、及び極端な凝固等が生じないように処理後物の適正な性状管理を行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和55年3月18日 新規許可

令和6年4月17日 変更届 (保管施設の変更)

令和6年6月7日 変更届 (保管施設の変更)

令和6年9月3日 変更届 (保管施設の変更)

令和6年10月30日 更新許可 (優良認定)

令和8年6月2日 廃止届 (破碎・焼却による中間処理のうち、焼却に係る中間処理の廃止)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

契約書添付用

産業廃棄物の種類

ア 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却による中間処理に係るもの

- (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、
(オ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、
(ク) 動植物性残さ、(ケ) ゴムくず、(コ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
(サ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃油（付着物に限る。）、(イ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(ウ) 紙くず、
(エ) 木くず、(オ) ゴムくず
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ セメント固化による中間処理に係るもの

- (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(エ) 木くず、
(オ) 繊維くず、(カ) 動植物性残さ、(キ) 鋳さい、(ク) 燃え殻、(ケ) ばいじん、(コ) 紙くず
（これらのうち、処理後物がセメント製造工程で利用できるものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ 混合による中間処理に係るもの

- (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃アルカリ、(エ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、汚泥、廃油及び廃アルカリとの混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。）
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (昭和55年3月18日届出)		30.0 m ³ /日	2	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5、 1728番12、 1728番13、 1728番14、 1728番15、 上高野字中野 1822番3、 1823番3、 1826番3
汚泥及び廃油等の焼却施設 (施行令第7条第3号、第5号、 第8号、第13号の2) (昭和55年3月18日届出)		38.5 t/日	1	
廃プラスチック類等の焼却施設 (施行令第7条第3号、第5号、 第8号、第13号の2) (昭和55年3月18日届出)		5.0 t/日	1	
破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成24年1月4日、 第23-20-1-155号)		廃油 2.48 t/日 (0.31 t/時×8 時間) 廃プラスチック類 3.12 t/日 (0.39 t/時×8 時間) 紙くず 3.36 t/日 (0.42 t/時×8 時間) 木くず 4.64 t/日 (0.58 t/時×8 時間) ゴムくず 3.92 t/日 (0.49 t/時×8 時間) (平成24年3月29日)	1	
混合施設		汚泥、廃油、廃アルカリ、 廃プラスチック類 37m ³ /日 (令和3年9月27日)	2	
保管施設	廃油の受入槽 (1)	1.4 m ² 2.5 m ³	2	
	廃油の貯留槽 (処理後物) (2)	180 m ³ (タンク)	1	
	廃油の貯留槽 (3)、(4)、(5)	120 m ³ (タンク)	1	
		100 m ³ (タンク)	2	
		26 m ² 78 m ³	1	
	廃油保管施設 (6)	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	2	
	廃酸保管施設 (7)	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	1	
	廃アルカリ保管施設 (8)	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	1	

(以下余白)

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	廃プラスチック類保管施設 (9)	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5、 1728番12、 1728番13、 1728番14、 1728番15、 上高野字中野 1822番3、 1823番3、 1826番3
	廃酸保管施設 (10)	15 m ² 18 m ³ (ドラム缶90本)	1	
	廃アルカリ保管施設 (11)	29 m ² 36 m ³ (ドラム缶180本)	1	
	廃プラスチック類保管施設 (12)	29 m ² 36 m ³ (ドラム缶180本)	1	
	廃油保管施設 (13)	30 m ² 45 m ³ (ドラム缶228本)	1	
	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (14) (15)	36 m ² 110 m ³	1	
		33 m ² 45 m ³	1	
	燃え殻の保管施設 (16)	1.3 m ² 1.0 m ³ (鉄箱)	1	
	ばいじんの保管施設 (17)	13 m ² 24 m ³ (コンテナ内フレコン保管)	1	
	廃油の貯留槽 (18)	30 m ³ (タンク)	4	
	廃酸の貯留槽 (19)	30 m ³ (タンク)	1	
	廃アルカリの貯留槽 (20)	30 m ³ (タンク)	1	
	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (21)	13 m ² 33 m ³	1	
	廃油の貯留槽 (22)	20 m ³ (タンク)	1	

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (23)	8.8 m ² 35 m ³	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5、 1728番12、 1728番13、 1728番14、 1728番15、 上高野字中野 1822番3、 1823番3、 1826番3
	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (24)	13 m ² 52 m ³	1	
	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (25)	13 m ² 55 m ³	1	
	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (26)	9.0 m ² 36 m ³	1	
	汚泥、廃油、紙くず、木くず、 動植物性残さ、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、ゴムくず の保管施設 (27)	9.0 m ² 36 m ³	1	
混練・セメント固化施設		混合 500 m ³ /日 汚泥 150 m ³ /日 廃油 225 m ³ /日 廃プラスチック類 180 t/日 木くず 180 t/日 繊維くず 180 t/日 動植物性残さ 180 t/日 鉋さい 150 t/日 燃え殻 150 t/日 ばいじん 90 t/日 紙くず 180 t/日 (平成22年7月20日)	1	
保管施設	廃油、廃プラスチック類、 動植物性残さ、汚泥、燃え殻、 ばいじん、鉋さい、木くず、繊 維くず、紙くずの貯留槽 (28)	15 m ² 56 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙5

事業の用に供する全ての施設

保管施設	施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
	廃油、廃プラスチック類、 動植物性残さ、紙くず、汚泥、 燃え殻、鉋さいの貯留槽 (29)	7.5 m ² 22 m ³	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5、 1728番12、 1728番13、 1728番14、 1728番15、 上高野字中野 1822番3、 1823番3、 1826番3
	廃油、廃プラスチック類、 動植物性残さ、汚泥、燃え殻、 ばいじん、鉋さい、木くず、繊 維くず、紙くずの貯留槽 (30)	15 m ² 56 m ³	1	
	廃油、廃プラスチック類、 動植物性残さ、紙くず、汚泥、 燃え殻、鉋さいの貯留槽 (31)	7.5 m ² 22 m ³	1	
	廃油、廃プラスチック類、動植物性 残さ、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉋 さい、木くず、繊維くず、紙くずの 保管施設 (32)	21 m ² 34 m ³	2	
	廃油、廃プラスチック類、動植物性 残さ、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉋 さい、木くず、繊維くず、紙くずの 保管施設 (33)	1.9 m ² 2.1 m ³ (鉄箱)	1	
	廃油の貯留槽 (34)	0.97 m ³ (タンク)	1	
	木くず、繊維くず、紙くずの保 管施設 (35)	18 m ² 36 m ³	1	
	ばいじん、木くず、廃プラスチ ック類、汚泥の保管施設 (36)	1.8 m ³ (タンク)	1	
	廃プラスチック類保管施設 (37)	73 m ² 103 m ³ (一斗缶5,760本)	1	
	廃油保管施設 (38)	39 m ² 66 m ³ (ドラム缶330本)	1	
	廃油保管施設 (39)	85 m ² 105 m ³ (ドラム缶528本)	1	
	動植物性残さ保管施設 (40)	11 m ² 13 m ³ (ドラム缶66本)	1	
	廃油保管施設 (41)	80 m ² 92 m ³ (ドラム缶462本)	1	

(以下余白)

許可証別紙 6

事業の用に供する全ての施設

保管 施設	施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設 置 場 所
	汚泥保管施設 (42)	95 m ² 158 m ³ (ドラム缶792本)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5、 1728番12、 1728番13、 1728番14、 1728番15、 上高野字中野 1822番3、 1823番3、 1826番3
	金属くず保管施設 (43)	1.6 m ² 1.1 m ³	1	
	廃油の貯留槽 (44)	30 m ³ (タンク)	3	
	廃油保管施設 (45)	7.5 m ² 9.6 m ³ (ドラム缶48本)	1	
	廃アルカリ保管施設 (46)	10 m ² 14 m ³ (ドラム缶72本)	1	

(以下余白)